

裁判員制度が始まります

平成21年5月21日スタート



岡山地方裁判所主催による裁判員制度体験ツアーの様子

国民の皆さんが裁判員として刑事裁判に参加し、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決める裁判員制度が本年5月21日からスタートします。

瀬戸内市では、平成21年度裁判員候補者名簿に71人(有権者約460人に1人)が登録されています。今後、あなたも裁判員に選ばれるかもしれません。そのときのために、制度の概要や、今後の予定についてお知らせします。

■裁判員制度とは？

裁判員制度は、国民の中から選ばれた6人が裁判員として、刑事裁判に参加し、3人の裁判官と一緒に、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合は、どのような刑にするのかを決める制度です。

国民が刑事裁判に参加することにより、裁判の内容や手続きに国民の良識が反映されるとともに、司法に対する国民の理解が深まり、裁判がより身近に感じられ、司法

への信頼が高まることが期待されています。

■扱う事件は？

裁判員裁判の対象となる事件は、国民の関心の高い一定の重大犯罪であり、第一審の刑事訴訟事件です。具体例は、次のとおりです。

- ①殺人(人を殺した場合)
- ②強盗致死傷(強盗が人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合)
- ③傷害致死(人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合)

④危険運転致死(ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合)

⑤現住建造物等放火(人が住んでいる家に放火した場合)

⑥身代金目的誘拐(身代金を取る目的で、人を誘拐した場合)

⑦保護責任者遺棄致死(子どもに食事を与えず、放置して、死亡させた場合)

■裁判員の職務は？

裁判員の職務は大きく分けて次の3つです。

- ①公判への立ち会い
裁判官と一緒に刑事事件の法廷(公判)に立ち会い、判決まで関与することになります。公判では、主に、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から、証人などに質問することもできます。このほか、証拠として提出された物や書類も取り調べます。
- ②評議、評決
証拠をすべて調べた後、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを裁判官と一緒に議論し(評議)、決定(評決)します。議論をつくしても、全員

の意見が一致しない場合、評決は多数決により行われます。

③判決宣告への立ち会い
評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決を宣告することになります。裁判員としての職務は、判決宣告により終了します。

■裁判員の義務は？

裁判員は評議の「秘密」や、評議以外の裁判員としての職務をする際に知った「秘密」を漏らしてはいけません(守秘義務)。

守秘義務は、その人が、裁判員である間だけではなく、裁判員を

やめた後も守らなければならない義務です。もし、この義務に違反した場合には、懲役刑または罰金刑が科される可能性があります。

■経済的な保証はある？

裁判所に出頭した日数などに応じて、最高裁判所規則で定められた方法で、日当、交通費などが計算され、支給されます。

なお、裁判員として仕事を休んだことを理由に、解雇などの不利益な扱いをすることは、法律で禁止されています。

■裁判員は辞退はできる？

広く国民の皆さんに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できません。

ただし、70歳以上の人や病気やけがなど法律で定められた辞退事由に当たると裁判所が認めた場合は辞退することができます。

■問い合わせ先

岡山地方裁判所事務局総務課
086-222-6771



裁判員になるまで

①裁判員候補者名簿を作成(前年の秋ごろ)
選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。
名簿に載った人には連絡がいきます。

②候補者を選定(裁判の6~8週間前)
事件ごとに候補者名簿の中から、くじで裁判員候補者を選びます。選ばれた人には、裁判所に来てもらう日時などをお知らせします。

③裁判員の選定(通常は裁判当日の午前中)
裁判長から、裁判員になれない理由がないかどうか、辞退希望がある場合はその理由などについて質問されます。
裁判員になれない理由のある人や辞退が認められた人は候補者から除外されます。

④裁判員を選任
除外されなかった候補者の中からくじなどで6人の裁判員が選ばれます。